

おくの総一郎ニュース

第189回(常会)国会報告号

2015年5月13日
プレス民主号外
民主党千葉県第9区
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1
TEL03-3508-9088(代)

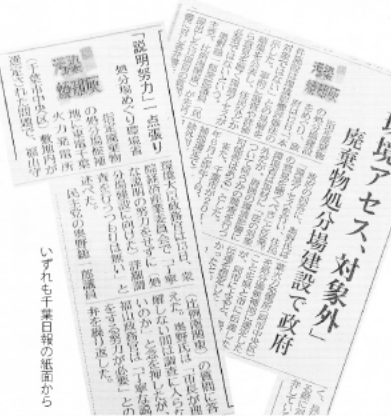


『10年先の日本を考えて仕事をすべきだ。』昨年、国会で安倍政権と向き合って感じたことです。日本の未来を考えた時、今やっておくべきこと。それは、人口減少への対応、年金・医療など社会保障を持続可能なものとする、そのための財政再建ではないでしょうか。目先の利益ではなく、将来を見据えた改革を訴えていきたいと思います。

2015年5月13日

福島原発廃棄処分場問題について質問しました

衆議院経済産業委員会、
「電気事業法改正案」に関する質問に立ちました。私は、活用が望めない、非熱エネルギーの利用を政府に提案する予定です。
福島原発の廃棄処分場問題について、千葉県東電電力発電所が候補地に指定された問題を取り上げました。「地元や、首長の同意なくして詳細調査をするようなことはしないか」と質問したのに対し、
福島守環境大臣政務官は「理解が得られるよう努力すると繰り返しました。また、「理解を得るための場を、具体的にどのような形で作るのか」との質問に対しては「市や県と相談し、市民や住民により調査を行う」と丁寧な説明をするとの答弁を引き出し、議会及び住民への説明会を実現させました。
この問題に関しては質問趣意書を描出し安倍総理にも質問しました。



国政報告会

衆議院総務所では、国政が地域生活の問題まで奥野総一郎がわかりやすく語り、皆様のお意見を伺い、一緒に考える「国政報告会」を随時開催しています。少人数でも皆様の声に伺いますのでお気軽にお声掛けください。

また、国会見学会も定期的に開催しております。参加費は交通費と昼食代の実費となりますのでご希望の方は下記野総一郎佐倉事務所までご連絡ください。



奥野総一郎 プロフィール

昭和39年	7月	神戸市生まれ
平成元年	3月	東京大学法学部卒業
17年	4月	総務省退職(調査官)
21年	8月	衆議院議員選挙 初当選
26年	12月	衆議院議員選挙 3期目
現	在	国会対策副委員長・総務委員会理事



おはしておめでとうございます。今年、参議院選挙の年。一旗多弱から抜け出せるかの砦石になります。野党が一致結束、目先の利益ではなく国民のため、闘って参ります。

【佐倉事務所】〒285-0845 佐倉市西志津1-20-4
TEL 043-461-8609 FAX 043-461-2997

【国会事務所】〒100-8981 千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館1119号室
TEL 03-3508-7256 FAX 03-3508-3526

民主党千葉県第9区総支部の議員と力を合わせて参ります。

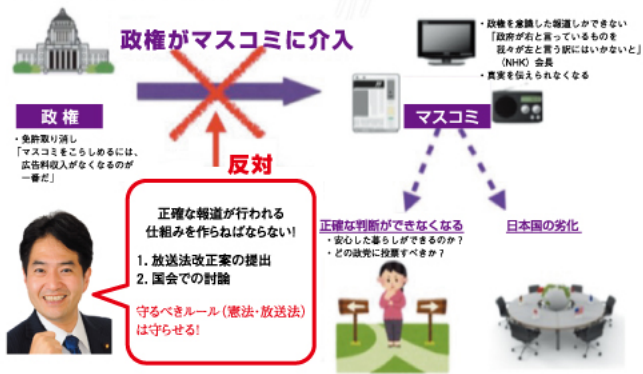
田中伸行 千葉県議会議員 (若葉区)	鈴木隆介 千葉県議会議員 (阿部連市)	麻生のりお 千葉県議会議員 (若葉区)	広瀬義積 四街道市議会議員	吉本きみ子 四街道市議会議員	高木大輔 佐倉市議会議員

民主党千葉県連幹事長

報道の自由 ～情報操作のない日本にするために～

安倍政権は、新聞・テレビに圧力をかけています。自由な報道が行えず、国民は政権の正しい姿を知ることができなくなりつつあります。NHK会長発言問題をはじめ、与野党幹部が放送法違反（「政治的に公平であること」「報道は事実をまげないで伝えること」（放送法4条））だとして、「報道ステーション」での吉野茂明発言等に対し「政府には停波の権限がある」と放送免許停止に言及したのが代表例ですが、先進黨主義国家として恥ずかしいことです。

報道の自由ランキングでは、11位（2010年民主党政権時）から61位（2015、60位は韓国）まで急落しました。放送法4条は放送局の守るべき自主規制であり、3条で「放送番組は～何人からも干渉されることがない～」と定められています。これは日本国憲法「表現の自由」（21条）に基づいており、政権の介入こそ憲法違反。総務委員会理事として、この点を追求、民主主義を守るため徹底的に戦っていました。



正しい報道が行われる仕組みを作らねばならない!

1. 放送法改正案の提出
2. 国会での討論

守るべきルール(憲法・放送法)は守らせる!

地方分権 ～一人ひとりが活躍できる社会へ～

地域主催調査会の事務局長として、地方分権に取り組んでいます。私は、分権こそ日本再生の鍵と考えます。分権とは、東京ではなく地域に決定権をもたせることです。そうすれば、地域の人材が地域の資源を活用し、その能力をフルに発揮できるようになります。そのために国の形も柔軟に変えていくべきです。

私の考え方は、行政サービスについて①原則として市町村で担うこととし、②単独市町村では処理できない広域行政にかかわることや職員が少ない町村では担えないような事務を道州、③道州で担えない国防や外交、あるいは全国統一の基準を定めるような事務を国で行うようにする、というものです。

さらに道庁に国の出先機関の事務を移して国の出先を廃止。3大都市圏などの政令市は、県(道州)に所属しない「特別市」とします。財源は、税源を地方に移譲、不足分は地方交付税で補填し、国からのひもつき補助は、原則として廃止です。



◎ 分散型社会のメリット

<中央集権の特徴>

- ・企業や官公庁に集中→地方経済衰退
- ・人口が官公庁に集中→都市部の過密・地方の人口減少
- ・全国同じ規格、全国同じ仕組み

<地方分権の特徴>

- ・企業が地方に分散→地元企業が反映
- ・人口が地方に分散→責任と責任
- ・地域独自の伝統文化などによる心豊かな暮らし
- ・地域の資源の活用、地域の人材や資源エネルギーの活用

グリーンエネルギー ～エネルギーの地産地消を目指して～

私は、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」との党の公約作成に携わりました。目標達成のため、ゼロ・エネルギー住宅の普及など省エネルギーの推進、コストダウンを図りつつ自産エネルギーの利用推進に現在取り組んでいます。その一環として、原発に代表される中央集権型のシステムを、分散型に切り替える「分散型エネルギー推進法」を立案、国会に提出しました。水力や風力、地熱など地域のエネルギー源を企業

や家庭に供給できるよう、規制緩和や自治体への財政支援を行う内容です。①従来のシステムでは災害が起こると広域で電気が停まりますが、分散型システムでは、相互に融通しあうことが可能。②国産エネルギーを利用することで、原油や天然ガスに頼っていたお金のが、地域に還元し雇用を創出。③エネルギー安全保障もプラス、④蓄電池技術の向上など成長戦略にもつながる、など多くのメリットがあります。

◎ 分散型エネルギー社会の推進編



<奥野総一郎が提唱している考え方>



私が提出した分散型エネルギー推進法が成立するとこうなります!



<メリット>

- ・複数発電でリスクを分散
- ・地域に利益の循環が生まれ国外に流出しない
- ・原発のような危険な事故が発生しない
- ・地方に雇用が生まれる

<将来>

- ・基於発電方法にすることでコストを低下
- ・蓄電池技術が産業の支えになる
- ・エネルギーの地産地消を実現

※スペインは3割以上がグリーンエネルギー
EUは全体で4割を目標に設定している

憲法解釈 ～立憲主義を守る～

少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲と言わねばならないと考えております。

「①我が国は集団的自衛権を有しているが行使はせず、専守防衛（日本が攻撃されなければ自衛権を行使しない）に徹する。これが憲法9条の解釈。」

②③の解釈に基づき、60余年間、様々な立法や予算編成がなされてきた。その解釈をとる政権が与党選挙の洗礼を受け、国民の支持を得てきた。この事実は非常に重い。④長年の慣習がその行動規範になり、それに反したら制裁を受けるという法的価値を持つようになる。これは慣例法による。それと同じように、憲法9条についての従来の政府解釈は単なる解釈ではなく、規範へと昇格している

のではないが、④9条の骨幹と化している解釈を要する、集団的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋であり、正攻法でしょう。」

これは、山口県元最高検察官発言であり、殆どの法律家がこの考え方をとっています。私も全く同じ考えです。一方、審議の過程で、「護憲」か「合憲」に議論が集中し、我が国を如何に守るべきかという肝心の点が議論されませんでした。日本国憲法の「平和主義」「国政協同主義」を活かした「護憲の護憲」の議論を開始し、その中で「集団的自衛権」や「集団安全保障」について国民の判断を仰ぐべきだと考えます。